

「寄附に関する基準」の概要

はじめに

平素は、医療用医薬品製造販売業公正取引協議会の運営する公正競争規約にご理解をいただきありがとうございます。

当協議会は、医療用医薬品の販売に附随して提供する景品類において、当業界の正常な商慣習に照らして不当な景品類の提供とならないよう公正競争規約（以下、「規約」という。）を定めて運用してまいりました。

しかし、昨今の国立大学の法人化など社会環境の変化が著しく、これまでの規約運用では対応できなくなってきました。

特に寄附金に関しましては、早急な見直しが必要となり、「寄附に関する基準」として整理しましたのでその概要をご紹介します。

注意：本リーフは「寄附に関する基準」の主な内容およびご理解いただきたい点を記載したものであり、全体を網羅したものではありません。

1. 原則

(1) 寄附の規約上の考え方

一般的に「寄附」とは、取引に関係なく無償で金品を提供することをいい、取引誘引の手段として行われる景品類の提供とは結びつかないものです。

しかし、当業界における大部分の寄附の要請は、医療担当者から医薬情報担当者になされるため、医療用医薬品の取引（採用・購入・処方）に影響を及ぼすおそれがあります。

そこで、寄附が医療用医薬品の取引を不当に誘引する手段に使われないよう、規約で「寄附に関する基準」として定め、運用することにしました。

(2) 取引に附随しない寄附金

ここにお示しする寄附金は、医療担当者が関与しないか、または関与したとしても、医療用医薬品の取引を前提として拠出するものではありませんので、規約で制限されません。

- 1) 広く社会一般から認められる寄附金
- 2) 災害等に際しての寄附金
- 3) 公益法人の事業目的を遂行する寄附金
- 4) 医療担当者等が関与しない寄附金、等

2. 医療機関等および医療担当者等に対する寄附金

(1) 拠出が制限される寄附金

ここにお示しする寄附金は、当協議会の規約で会員会社が拠出することを禁止しているものです。もし仮に当協議会の会員会社が以下の寄附金を拠出した場合には、拠出した当協議会会員会社が規約違反を問われることになります。

- 1) 費用の肩代わりとなる寄附金
- 2) 通常の医療業務に対する寄附金
- 3) 寄附者側の利益が約束されている寄附金
- 4) 社会通念を超えて過大となる寄附金
- 5) 割当て・強制となる寄附金

(2) 拠出が制限されない寄附金

ここにお示しする寄附金は、医療用医薬品の取引に関連して拠出しても、それぞれの項で定めている手続（要件）を充たせば規約違反を問われません。

1) 研究活動に対する寄附金

大学や法令上研究機能を有する病院など、研究を事業としている病院の研究活動に対して援助することができます。

2) 講演会活動に対する寄附金

医学・薬学の研究活動を行う地域の中核病院などが、その成果を近隣の医療機関に所属する医師等に行う講演会や、地域の住民等への病気の予防や公衆衛生の向上などを目的として行う講演会に援助することができます。

3. 団体に対する寄附金

この項は、別に定める「団体性の判断基準」により医療機関等および医療担当者等とは別個の団体と認められた団体に対する寄附金を定めています。

(1) 拠出に際しての考え方・手続

募金趣意書等を事前に入手し、団体の活動内容や活動資金（適正な会費、など）等により、その団体が適正に運営されていることを確認することとしています。

- 1) 学会等の会合に際し、参加する当該団体の会員の旅費や懇親会費用など、参加する会員個人が自ら負担すべき費用は、寄附金で援助できません。
- 2) 学会等の会合開催費用は、主催者である学会等が会員の会費で自主運営をすべきものと認識しております。したがって、学会等の自己資金が会合開催費用の過半を占めることが、団体が適正に運営されていることになると考えています。

(2) 拠出が制限される寄附金

医療機関等および医療担当者等とは別個の団体と認められた団体に対する寄附金であっても、その寄附金が参加する会員個人の費用として使われる場合、例えば、参加する会員の旅費や懇親会費用に充てられる場合には、拠出した当協議会会員会社が規約違反を問われることとなります。

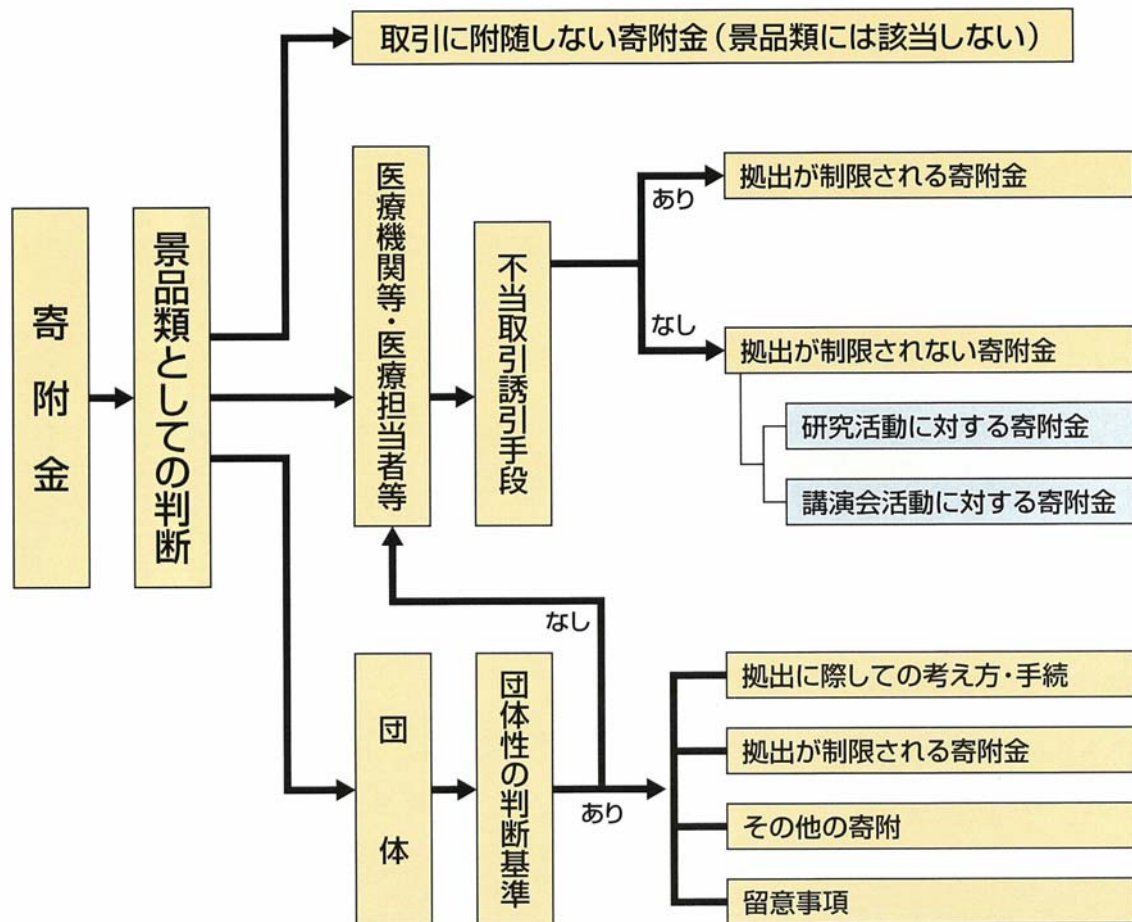
(3) その他の寄附

学会会合に際しての手伝いや、賛助会費としての援助などは、定めている手続を充たすことにより、実施できます。

(4) 留意事項

学会等の寄附金募集に際し、財団法人等の公益法人を受入窓口とする場合がありますが、学会等に直接寄附しようとする当協議会会員会社のために、学会等にも受け入れる口座を設けていただきますようお願いいたします。

「寄附に関する基準」の構成



医療用医薬品製造販売業公正取引協議会

〒103-0023 東京都中央区日本橋本町3-7-2

シオノギ本町共同ビル4階

TEL 03-3669-5357(代表)

URL <http://www.iyakuhin-koutorikyo.org/>

学会等の会合開催に際しての 個人費用にあたる部分には寄附できません

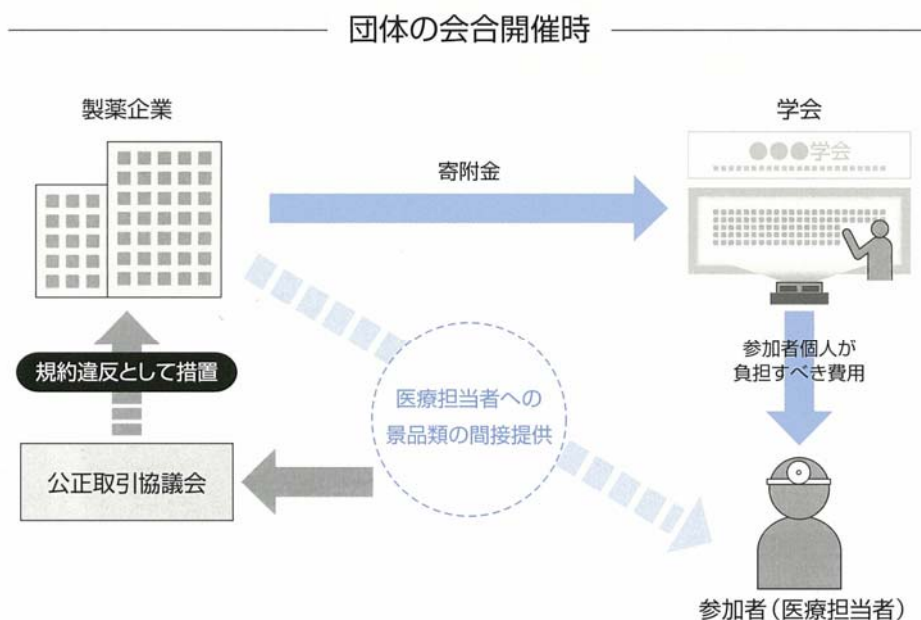
学会等の会合を開催する際の費用は、会場費、印刷費、機材費など会員が共同で支払う費用（会合開催費用）と、交通費、宿泊費、懇親会費、弁当代など本来参加する会員個人が負担する費用（個人費用）に分けることができます。

規約では医療担当者の個人費用の肩代わりを禁止していることから、製薬企業は参加者個人が負担すべき費用を寄附金で援助することはできません。形式的には団体に対する寄附金として拠出しても、その寄附金が参加者の個人費用にあてられると、間接提供として製薬企業が規約違反となります。

以上のことから、当協議会では、製薬企業が学会等の団体に寄附できる対象を会合開催費用の不足分に限定させていただき、個人費用には寄附できないことといたしました。

つきましては、会合開催に際して寄附を要請する場合には、会合開催費用と個人費用が分かるように、収支予算は細目（明細）を記載していただくようお願いいたします。

なお、会終了後、速やかに決算報告書を寄附金拠出企業にご提出ください。



医療用医薬品製造販売業公正取引協議会

〒103-0023 東京都中央区日本橋本町3-7-2

シオノギ本町共同ビル4階

TEL 03-3669-5357 (代表)

URL <http://www.iyakuhin-koutorikyo.org/>

平成18年2月作成

学会等の会合開催費用の寄附要請にあたっては、 自己資金が過半を占めるようお願いいたします

一般に、学会等の会合開催は、主催者である学会等が会員の会費で運営するもので、そのためには企画・活動に見合った会費を徴収するものと認識されております。

しかし、何らかの事由により会員からの会費だけでは開催が困難である場合、製薬企業は寄附金の要請を受けることがあります。その場合に、製薬企業が寄附に応じる理由は医学・薬学の発展に寄与するなど、社会貢献活動の一環として考えているからです。このような場合であっても学会等の団体の主体的運営の観点から自己資金が会合開催費用の過半を占めるべきと考えています。

医学・薬学以外の学会等では、会合開催費用を原則として自己資金で賄っているのが実態ですので、少なくとも会合開催費用に占める自己資金の割合を50%超とさせていただきますようお願いいたします。

注：・会合開催費用とは、交通費、宿泊費、懇親会費、弁当など参加者個人が自己の費用として負担すべき費用（個人費用）を除いた会場費、印刷費、機材費など会合開催に必要な費用をいいます。

・自己資金とは、会費、繰越金、上部団体等の補助金等を行い、広告料、展示料等のその他資金も含みます。（寄附金以外の資金をいいます）



医療用医薬品製造販売業公正取引協議会

〒103-0023 東京都中央区日本橋本町3-7-2

シオノギ本町共同ビル4階

TEL 03-3669-5357(代表)

URL <http://www.iyakuhin-koutorikyo.org/>

平成18年2月作成

学会・研究会等の会合終了後には決算報告書をご提供いただきますようお願いいたします

学会・研究会等の会合開催に際し、当協議会会員会社が援助させていただきました会合が終了しましたら、決算報告書を寄附金拠出企業にご提供いただきますようお願いいたします。

公正競争規約では、会員会社に対し学会等の会合開催に際し寄附金を拠出した場合は「決算報告を受け、拠出した寄附金が適正に使用されたことを確認する」ことを規定しています。

会員会社は、決算報告書を受けて寄附金が懇親会費用等の個人費用に使用されていないことなどを確認すると共に、次回以降の寄附金拠出の参考にもさせていただきます。

製薬企業が行う寄附は、社会貢献活動の一環として医学・薬学の発展を支援するものであることを、ご理解いただきますようお願いいたします。

医療用医薬品製造販売業公正取引協議会

〒103-0023 東京都中央区日本橋本町3-7-2
TEL 03-3669-5357 (代表)
URL <http://www.iyakuhin-koutorikyo.org/>

広告依頼時の必要資料

広告募集案内

必要項目

1. 趣意書（発行日、団体の公印）
2. 広告媒体の名称
3. 発行部数
4. 配布対象
5. 広告スペース毎の料金・募集数
6. 作成諸費用明細
7. 広告申込先
8. 応募締切年月日、紙型持参期日
9. 広告料振込先・期日

広告に応じることができないもの

- 施設内の設備・物品類等への広告
例：待合室の椅子、テレビ、病院案内（含むホームページ）、等
- 配布対象が施設内に限られる院内医薬品集（院外の保険薬局に配布される場合も同様）、職員名簿等
- 医療機関の従業員や施設近隣の住民に配布される医療機関の記念祭や健康まつりのプログラム等
- 機関誌の巻末等に社名のみを羅列した協賛会社一覧

※医療関係者以外の一般人を広告対象とする場合、または一般人も含まれる場合は医薬品等適正広告基準により医療用医薬品の広告はできません。
したがって、企業広告、一般用医薬品の広告となります

Q16. 製薬企業に広告を依頼するときの留意点はなんですか。

広告料とは

広告宣伝の対価として相応しい額

広告媒体

医療機関、学会等作成の
機関紙、研究誌 など

~~院内医薬品集、職員名簿 など~~

手続き上の留意点

広告募集案内書で広告内容の確認(媒体名、趣旨、発行部数、
配布対象、スペース毎の料金・募集数、作成諸費用、申込先など)

医療機関で作成して他の医療機関等に配布する機関誌、研究誌等に広告を掲載した場合に、相応の広告料をお支払いすることは問題ありません。しかし、その際の広告料は媒体の種類、広告スペース、配布対象、広告効果等を勘案した上で相応の広告料であることが必要です。

例えば、広告の収益事業を本業としない医療機関等が媒体作成費用を大幅に超える広告料を設定し、余剰金が出た場合には、医療機関等には税務上の問題が発生するおそれがあり、製薬企業には医療機関等に対する金銭提供とみなされるおそれがあります。これらを防ぐため、また、当業界の正常な商慣習の観点からも広告料は、媒体作成費用の範囲内とさせていただきます。

上記を確認するため、事前に次のような文書をいただくことになっております。

広告募集案内書：広告募集の趣旨、媒体名、発行部数、配布対象、広告スペース毎の料金・募集数、作成諸費用、申込先等を明記

なお、学会等の団体が作成する媒体への広告料は、本来規約の対象ではありません。しかし、学会の構成員が医療担当者であることから、社会から誤解を招かないためにも、上記の理由と同様に広告料は、媒体作成費用の範囲内であることとしています。

また、広告スペースを明示せず会社名を載せるという広告協賛募集があります。この場合巻末に協賛会社一覧として、多数の会社名が羅列して掲載されていますが、これは協賛会社一覧であり広告には当たりません。

加えて、医療機関等が自ら備える設備、物品類(待合室の椅子、テレビなど)や病院案内(含むホームページ)に広告を掲載して、その購入や作成に要した費用を広告費の名目で企業が負担することはできません。また、院内医薬品集、職員名簿等のように、通常配布対象が当該医療機関内に限られ、その施設内で専ら使用されるものは、例え院外の保険薬局に配布されたとしても規約上広告媒体とはみなされません。

学会等会合に対する寄附要請時の必要資料

1. 趣意書：学会・研究会等の名称、開催日時、開催場所、開催目的・内容、プログラム、募金する理由、参加予定人数、公印、収支予算書（詳細な支出費目・金額が分かるもの）、寄附金振込先・締切年月日、代表責任者、役員名簿、担当事務局等
2. 会則：目的、事業、会員・役員、会計規定等が記載されていること
（会費徴収規定がない場合は原則として団体と認められません）
3. 活動報告書：直近の活動内容等
4. 前回の決算報告書

※寄附依頼時の資料は社内手続きの都合上、少なくとも開催日前6ヶ月程度の余裕を持ちご提示頂きますようお願い致します。

会終了後に頂きたい資料

決算報告書を寄附金拠出会社にお送りください

必要資料は以上ですが、次の点をご了承ください。

- ①参加される会員個人が自己の費用として負担すべき費用（交通費、宿泊費、懇親会費、弁当代、など）については参加者である会員に対する費用の肩代わりになるため、寄附金で援助することはできません。
- ②学会等の会合開催費用は、基本的には参加される会員が負担すべきものと考えております。したがって、寄附金を要請される場合には、団体の主体的運営という観点から、自己資金は会合開催費用の50%超としていただく様、お願いします。

収支予算書（例）

第〇回〇〇研究会収支予算書

＜収入の部＞

自己資金	
前回繰越金	××××
会費（単価×人数）	××××
〇〇補助金	××××
その他資金	
広告収入（〇件分）	××××
展示収入（〇件分）	××××
懇親会会費（単価×人数）	××××
寄附金	××××
合 計	××××

＜支出の部＞

会場費（〇会場×〇日）	××××
会場運営費	
設営費	××××
機材費	××××
看板代	××××
人件費（単価×人数）	××××
準備費	
（交通費・消耗品費・雑費）	××××
世話人会費（〇人分）	××××
講師謝礼（〇人分）	××××
講師旅費宿泊費（〇人分）	××××
印刷費（〇円×〇部）	××××
通信費（〇円×〇部）	××××
広告作成費（〇部）	××××
懇親会費用（単価×人数）	××××
業務委託費	××××
次回繰越金	××××
合 計	××××

*****お願い*****

- 1) 収支の合計を一致させて下さい。
- 2) 参加される会員個人が自己の費用として負担すべき費用（交通費、宿泊費、懇親会費、弁当代、など）については参加者である会員に対する費用の肩代わりになるため、寄附金で援助することはできません。
- 3) 学会等の会合開催費用は、基本的には参加される会員が負担すべきものと考えております。したがって、寄附金を要請される場合には、団体の主体的運営という観点から、自己資金は会合開催費用の50%超としていただきます様お願いします。
- 4) 会合開催費用と個人費用が分かるように、収支予算は細目（明細）を記載して下さい。
- 5) 研究会終了後、収支報告書および事業報告書を寄附金拠出会社にお送り下さい。